第三条の表改正前欄及び改正後欄の信用金庫法施行規則別紙様式第二号記載上の注意１．中「(9)」を「(10)」に改め、第三条の表改正前欄及び改正後欄の同令別紙様式第六号記載上の注意１．中「(9)」を「(10)」に改め、第三条の表改正前欄及び改正後欄の同令別紙様式第十三号第２記載上の注意１．中「(9)」を「(10)」に改め、第三条の表改正前欄及び改正後欄の同令別紙様式第十三号の二第２２記載上の注意１．中「(7)」を「(8)」に改め、第三条の表改正前欄及び改正後欄の同令別紙様式第十四号の二第２２記載上の注意１．中「(9)」を「(10)」に改める。

第四条の表改正前欄及び改正後欄の協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式第二号記載上の注意１．中「(9)」を「(10)」に改め、第四条の表改正前欄及び改正後欄の同令別紙様式第六号記載上の注意１．中「(9)」を「(10)」に改め、第四条の表改正前欄及び改正後欄の同令別紙様式第九号第２記載上の注意１．中「(9)」を「(10)」に改め、第四条の表改正前欄及び改正後欄の同令別紙様式第十号の二第２２．記載上の注意１．中「(7)」を「(8)」に改め、第四条の表改正前欄及び改正後欄の同令別紙様式第十号第２記載上の注意１．中「(9)」を「(10)」に改め、第四条の表改正前欄及び改正後欄の同令別紙様式第十号の二第２２．記載上の注意１．中「(7)」を「(8)」に改める。

第五条の表改正前欄及び改正後欄の保険業法施行規則別紙様式第七号第４記載上の注意１中「(8)」を「(9)」に改め、第五条の表改正前欄及び改正後欄の同令別紙様式第七号の二第４記載上の注意１中「(8)」を「(9)」に改め、第五条の表改正前欄及び改正後欄の同令別紙様式第七号の三第２２記載上の注意２中「(6)」を「(7)」に改め、第五条の表改正前欄及び改正後欄の同令別紙様式第十二号第３記載上の注意１中「(8)」を「(9)」に改め、第五条の表改正前欄及び改正後欄の同令別紙様式第十二号の二第３記載上の注意１中「(8)」を「(9)」に改め、第五条の表改正前欄及び改正後欄の同令別紙様式第十五号第２２記載上の注意２中「(6)」を「(7)」に改める。

府　令・省　令

○内閣府、総務省、厚生労働省、法務省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、環境省令第二号

保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第四条第一項において読み替えて準用する保険業法（平成七年法律第百五号）第百十条第三項の規定に基づき、認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年三月二十六日

内閣総理大臣　菅　義偉
総務大臣　武田　良太
法務大臣　上川　陽子
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎

認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令

認可特定保険業者等に関する命令（平成二十三年文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別紙様式第１号（第33条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）	**別紙様式第１号**（第33条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）
年　月　日から 年度（　年　月　日まで）業務報告書	年　月　日から 年度（　年　月　日まで）業務報告書
年　月　日	年　月　日
殿	殿
住　所 認可特定保険業者名 代表理事　氏　名	住　所 認可特定保険業者名 代表理事　氏　名